

丸亀市の漁業者の皆さんへ

購入した漁業用燃油について、令和4年度に限り補助金が出ます！

丸亀市漁業用燃油価格 高騰対策事業補助金

【対象者】

市内に住所を有し、市内の漁業協同組合の組合員で、漁船の所有権又は使用権を有し、補助対象期間中に漁船の操業に要する燃油を購入する者

【補助対象経費及び補助金額】

漁業経営の用に供することを目的として使用する **A重油及び軽油** を購入する経費とし、補助金額は「一般社団法人 漁業経営安定化推進協会」が実施する「漁業用燃油価格安定対策事業実施要領」の規定に基づき四半期ごとに算出される補てん金単価を用い、その期中に購入した燃油量に補てん金単価を乗じて得た額を補助金として支給する。

ただし、令和3年度の第4四半期(令和4年1月から3月期)に適用された補てん金単価を上限とする。

補助金額 = 購入数量 × 補てん単価

【補助対象期間】

令和4年4月1日から令和5年2月28日までに購入した燃油について補助対象とします。

【申請方法】

丸亀市に対する補助金の申請については、各漁業協同組合が取り纏めの上提出していただくこととしております。
漁業者の皆様には各漁業協同組合に対し、漁業用燃油の購入数量がわかる書類(納品書や領収書等)の提出をお願いいたします。

【補助金の支払い】

4月から6月に使用した燃油に対する補助金は8月中旬頃
7月から9月に使用した燃油に対する補助金は11月中旬頃
10月から2月に使用した燃油に対する補助金は3月末頃

問い合わせ先

丸亀市農林水産課
TEL:0877-24-8845
丸亀市漁業協同組合
TEL:0877-23-4571
本島漁業協同組合
TEL:0877-27-3311

